

知ってまっか!

接骨院・整骨院のかかり方

健康保険が使えるものと使えないものがあります

保険が使えるもの

ケガや原因のある痛み

- ▶ 日常生活やスポーツで、捻挫したり打ったりして、負傷したとき
- ▶ 日常生活やスポーツで、同じ動作の繰り返しや間違った動作によって、負傷したとき

◎ 接骨院や整骨院で、骨折・脱臼・打撲・捻挫・挫傷（肉ばなれ）と判断されたとき（骨折、脱臼は応急処置を除き、医師の同意を得ることが必要です）

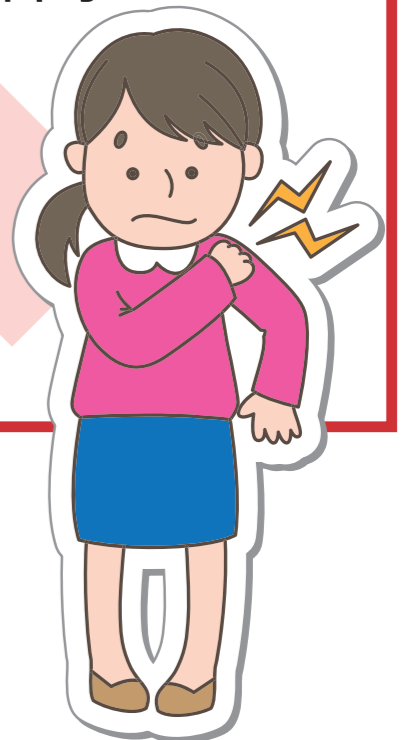
◎ 急性、亜急性の骨・筋肉・関節のケガや痛みで、原因のはっきりしているとき



保険が使えないもの

病気や原因不明の痛み

- ▶ 日常生活での単なる肩こり、筋肉疲労、体調不良
- ▶ 神経痛、リウマチ、ヘルニアなど慢性の病気
- ▶ 脳疾患の後遺症などの慢性病
- ▶ スポーツなどの肉体疲労からの回復目的
- ▶ 工作中的のケガ（労働災害等の適用）
- ▶ 病院や診療所などで、同じ負傷を治療されている場合



原因をはっきり伝えてください

領収証を受け取ってください

領収証の発行は義務付けられています。必ず受取り大切に保管してください。高額療養費や医療費控除申請に使えます。また、定期的に届く医療費通知に誤りがないか確かめてください。（一部負担金は、10円未満を四捨五入して窓口徴収しますので、誤差が生じる場合があります。）



患者さんご自身で署名してください

療養費支給申請書には、患者さんご自身で署名してください。（負傷やその他の理由で自署不能な場合は押印ください）



“受領委任払い制度”って？

接骨院、整骨院では健康保険での施術にかかる療養費は、本来、患者さんが窓口で費用の全額を支払った後、自ら保険者へ請求を行い支給を受けるのが原則ですが、柔道整復については特例として、患者さんが一部負担金を柔道整復師に支払い、残りの費用を柔道整復師が保険者に請求する「受領委任払い制度」という方法が認められています。

接骨院・整骨院などの窓口では、病院・診療所にかかった時と同じように一部負担金を支払うことにより、施術を受けることができます。

この受領委任払い制度の適用には、療養費支給申請書の受領代理人の欄に、内容を確認の上委任の署名（サイン）が月毎に必要となります。

ご不明な点は窓口までお気軽にお問い合わせください。